

# ふくろうニュース

No.15

2011.9.15

## 報告 第9回定時総会 & 消費者行政フォーラム

日時：2011年6月4日 ところ：八丁堀シャンテ

6月4日(土)第9回定時総会を、会員122名の参加(委任状含む)を得て開催しました。ご来賓として湯崎英彦広島県知事にご挨拶をいただいた後、仲田誠一議長の進行のもと、2010年度事業報告および収支決算と、2011年度事業計画および予算案、役員改選の全議案を満場一致で採択し、新年度をスタートしました。

総会の前に行った「消費者行政フォーラム」では、消費者庁の福嶋浩彦長官を講師に、「地方消費者行政の充実と地域ネットワーク」と題して講演をいただきました。消費者行政の充実に関して長官は、「地方行政は街づくり。行政は住民の意思に基づき、自由に恒久的に活用できる支援が必要。そしてコミュニティー再生には、地域ネットワークが欠かせない。住民の強い意志は消費者行政を動かす。」と地域住民のつながりの重要性について言及されました。

終盤、消費者被害の事例を廿日市市の劇団あじさいの皆さんの寸劇「無料点検じゃなかったの？」で会場は和やかな雰囲気になりました。



### 目次

|                             |   |
|-----------------------------|---|
| ◇報告 第9回定時総会<br>& 消費者行政フォーラム | 1 |
| ◇報告 初の差止訴訟 和解なる             | 2 |
| ◇コラム 検討委員会って、<br>なにをしているの?  | 2 |
| ◇2010年度消費生活相談の概要            | 3 |
| ◇報告 消費生活相談員養成講座<br>を終了しました  | 3 |
| ◇ご案内<br>消費者被害防止シンポジウム       | 4 |
| ◇新規会員お誘いのお願い                | 4 |

## 報告 初の差止訴訟 和解なる 差止業務関連

消費者ネット広島として、初の差止請求となった石谷衣装店の貸衣装レンタル契約に係るキャンセル条項の使用差止を求める訴訟は、6月3日に和解が成立しました。

2010年10月、呉市の貸衣装業者である石谷衣装店に対し、同店のレンタル契約において予約日から利用日4日前までは30%、前写し終了後は100%のキャンセル条項は、利用日の1年前に予約して直後に解約してもキャンセル料が発生するなど、消費者契約法の「平均的な損害の額」を超える規定であり無効である、として提訴しました。

今回の和解で、①消費者契約法に違反する部分のある契約条項を使用していたことを認める ②問題となったキャンセル条項を使用しない ③提訴以前の利用者から申入れがあれば、改定後の契約条項を適用する、などの内容について確認しました。

新契約条項では、

利用日の1年前まではキャンセル料なし

1年前から半年前までは10%

半年前から4日前までは30%

前写し利用後は、上記期間に関わらず前写しの利用に係る料金、と改定されました。



今回の裁判で、事業者側は「当社のような零細業者が『裁判沙汰になった』と報道されるだけでも支障がでる」と公表への懸念をいっていました。「この差止訴訟は、あくまで不当な条項(ないし勧誘)をなくすためのもので、被告の業者が全て悪であるかのように報道されないよう注意しなければいけない。」と担当弁護士の談。

まだまだ制度のことが消費者、マスコミに正しく知られていないのが実態であり、啓発活動の大切さを、あらためて考えさせられました。

### コラム

#### 検討委員会って、なにをしているの？

消費者からいただいた情報や資料に基づき、消費者契約法などに照らし合わせて、不当な約款・条項、不当な勧誘行為等の問題点を抽出し、必要な措置を審議するところが検討委員会。弁護士7名、行政書士1名、消費生活相談員3名で構成されており、月1回会議を行っています。意思決定機関である理事会へ、答申したり意見を具申することを目的とする専門家集団なのです。今年度の上半期では、石谷衣装店の他に、自動車学校や貸衣装店、資格取得講座などの解約料問題について検討しました。

また、賃貸住宅の敷金返還および自動車学校の申込書などの問題点について情報収集と研究をする検討グループを立ち上げ、委員会の活動をサポートしています。

## 2010年度消費生活相談の概要～広島県消費生活課 7/1報告 「平成22年度県民生活に関する相談状況について」より～

消費生活課の報告によると、平成22年度に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談件数は、29,872件で、その前の年に比べ、1,204件、3.9%の減少となりました。このうち「不当請求・架空請求」の相談が3,337件で前年度に比べ606件、15.4%減となり、減少率は鈍化しているものの、依然として多い。その他では、「融資サービス」「不動産貸借」「インターネットによる情報提供サービス」が続いています。

今年は高齢者を狙った未公開株の勧誘が急増し、「預貯金・証券等」の相談が前年412件から655件に増加しています。県は「トラブルに巻き込まれないよう十分注意するとともに、もし被害に遭ったら早めに消費生活相談窓口へ相談するよう呼び掛けています。

### 相談事例の一部

#### ●電話勧誘販売

数年前に未公開株を購入し、騙されたことがある。今回、消費者庁の職員を名乗って電話があり、「未公開株の被害者を救済する法律ができたので、指定する業者に連絡してほしい」と言われた。当該業者に電話したら「その法律は4月から施行となるが、手続きに50万円供託してもらふことになる。」と、振り込みを依頼された。この業者は信頼できるか。(70代女性)

#### ●賃貸住宅敷金返還

10数年間居住した賃貸マンションを退居したが、敷金12万円のうち5万円弱しか戻ってこない。明細書にはクロスの張り替え、畳の表替え、ハウスクリーニング、エアコンクリーニングの費用が記載されているが、そのうちハウスクリーニングとエアコンクリーニングは、契約書に借主負担の記載がない。部屋は普通に使っていたので、納得できない。(30代男性)

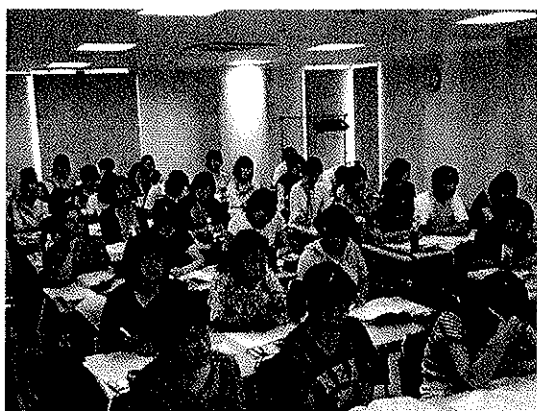
#### ●不当請求・架空請求

パソコンでゲームサイトを閲覧していたらアダルトサイトに繋がった。20歳以上かという質問が出たので「いいえ」をクリックしのに、次々と進んでしまい、会員登録となってしまう。3日以内に6万5千円を支払うように請求画面がたびたび出て困っている。(10代男性)

#### ●貴金属の買い取り

「タンスに眠っている貴金属はありませんか」と道で声をかけられ、自分が持っている貴金属がどれくらいの価値なのか気になって、家に来てもらった。思い入れのある品物なので売る気はしなかったが、男性2人に売ってくださいと粘られ、指輪とネックレスを2万円で売ることを了承してしまった。(30代女性)

## 報告 消費生活相談員養成講座を終了



広島64名(6/18～7/17) 福山44名(7/16～8/7) 参加

今年も県の委託を受け、2会場で開催。今回は両会場とも毎回土・日で8日間の講座を行いました。両会場とも定員を上回る応募がありましたが、最終的には108名でスタート。受講者の中には、平日仕事をしながらの方もあり、熱心な態度に頭が下がる思いでした。受講者の半分近くが10月にある1次試験を受けるようです。

皆さんの健闘をお祈りいたします。

## ご案内

消費者被害防止シンポジウム

# 知って! 使って! みんなの消費者団体訴訟

## ～消費者の暮らしの安心と、事業者の健全な発展のために～

- ◆と き 2011年10月18日 (火)  
13:00～15:30
- ◆ところ 広島県民文化センター  
広島市中区大手町1丁目5-3
- ◆主 催 消費者ネット広島
- ◆後 援 広島県  
入場無料。要申込。  
県内産お米プレゼント  
(先着500名様)

13:00～14:30

**第1部 パネルトーク**  
「消費者が安心して商品・サービスを利用できる社会に」

●阿南 久 (全国消費者団体連絡会事務局長)  
制度の概要、消費者にとっての意義、適格消費者団体の役割

●山本 一志 (弁護士) / 消費者ネット広島 理事  
消費者ネット広島の生い立ち、活動の経過、取り組み

●岡本 みどり (広島市消費生活センター相談員) / 消費者ネット広島 理事  
相談現場から被害や救済の実状、予防の必要性

聞き手 **世良 洋子**



---

**第2部 社会風刺コント 14:45～15:30**  
**ザ・ニュースペーパー**



消費者被害の未然・拡大防止を図り、消費者が安心して商品やサービスを利用できるよう、適格消費者団体が消費者契約法等に違反する事業者の不当行為を差し止めるのが「消費者団体訴訟制度」です。2007年に施行して4年が経ちますが、ご存知でない消費者の皆さんがほとんどで、事業者やマスコミ関係者も正しく理解されていないのが実情です。

今回、その「制度」について、全国消費者団体連絡会の阿南久事務局長と消費者ネット広島理事の山本一志弁護士と岡本みどり相談員の3名が、わかりやすくお話いたします。聞き手はご存知、フリーアナウンサーの世良洋子さん。

第2部では、社会風刺コントでお馴染みの「ザ・ニュースペーパー」のコントでお楽しみください。ご家族・お友達をお誘い合わせのうえご参加いただきますようご案内申し上げます。お申し込みお問い合わせは、下記まで。

### ◇◇◇新規会員お誘いの

### お願い◇◇◇

当会の財政を支えていただいているのは、皆さんからの会費と寄付が基本です。このたび、会員募集を呼び掛けるにあたって、加入のお誘いリーフレットを一新し、個人用と団体用の2種類を作成することにしました。このリーフレットを活用いただき、皆さんの周りで未加入の方々に、是非、声かけをお願いします。同時に、会費納入のご協力、よろしく願い申し上げます。

みんなの力で消費者の権利を育てよう

特定非営利活動法人 適格消費者団体  
消費者ネット広島

〒730-0017 広島市中区鉄砲町1番20号  
第3ウエノヤビル 3階

☎ 082(962)6181

FAX 082(962)6182

E-mail: info@shohinet-h.or.jp

URL <http://www.shohinet-h.or.jp/>

